



特別徴収税額通知(納税義務者用) の電子化に関する要望など

2017年11月7日 日本電気株式会社



1.市区町村からの特別徴収税額通知の受領など

- ◆ 企業は毎年5月に約1800の自治体から、全従業員分の特別徴収税額決定通知(企業通知、個人通知)が郵送等で一齐に送付される。
- ◆ 紙の企業通知を開封→内容確認→システム入力→保管する業務が間接コストとして発生。
- ◆ 紙の個人通知を開封→仕分け→従業員へ配布または郵送→仕分け業務のコストが発生。



2.個人通知(様式3号別表)の秘匿措置など

- ・ **個人通知(様式3号別表)**は、特別徴収税額のみでなく、主たる給与以外の給与(不動産、利子、配当等)の金額や所得控除(障害者、寡婦等)の該当有無が記載されることになっていること等から、(地方税法上は義務付けられていなくとも)苦情対策等の意図で**「秘匿措置」を実施する市区町村が増加**している。

現状課題

- ◆ 提供形式(封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ)は自治体独自で、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。(6月分給与から税控除と従業員への通知が必要なため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊)
- ◆ 「個人住民税の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)の記載内容に係る秘匿措置の促進 - 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん-(平成28年10月14日)」等により、**秘匿措置の拡大とともに、書類形式も多様化**。

- ・ 納税義務者(従業員)へ企業経由で自治体から交付される通知書の秘匿措置の一例。
(**サイズ、封入方法など、市区町村によって異なる**が、プライバシー配慮義務が強く求められている)

平成 年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

納税義務者氏名: 山本 太郎
住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1
勤務先住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1
勤務先名称: 株式会社山本太郎

平成 年 月 日

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

シーリング型

〒10423559 東京都中央区千代田 2-1-1
日本電気 株式会社

特別徴収義務者(会社名): 日本電気 株式会社

〒104-0442
東京都千代田区千代田 1-1-1
千代田市役所市民課課長室
電話 (03-5561) 6337 2020

給与と所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

〈個人情報保護シール〉

このシールは、必ずご本人がはがし、内容をご確認ください。
※シールは一度はがすと、再度貼れません。

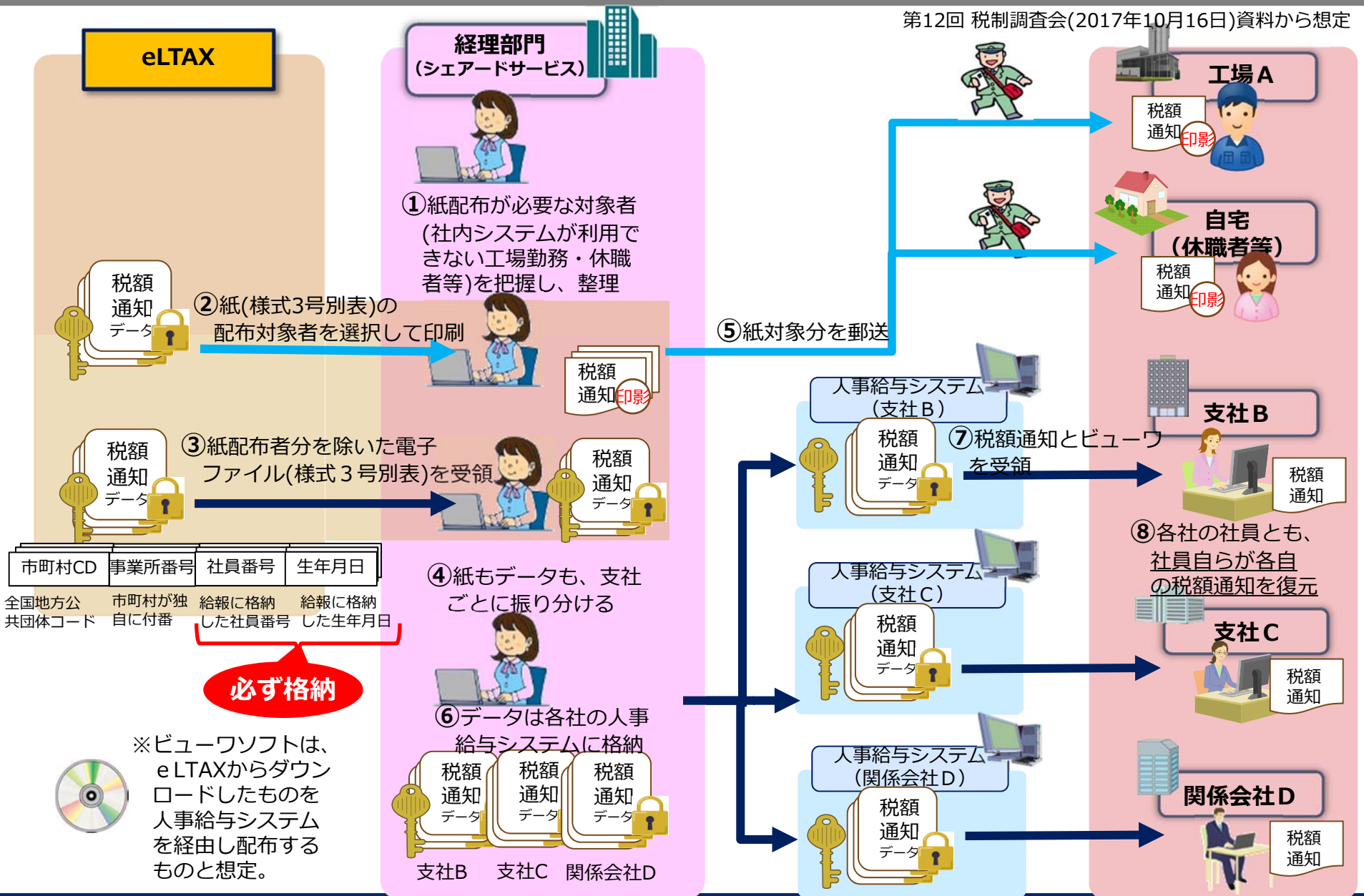
シール貼付け型

0677011
0677011
平成 26 年 6 月 14 日
豊島区長

4月分	5,000	5,000	5,000
5月分	5,000	5,000	5,000
6月分	5,000	5,000	5,000

3.個人通知(様式3号別表)の電子的な受領と社員配布(想定)

第12回 税制調査会(2017年10月16日)資料から想定



4.個人通知(様式3号別表)の受領にあたってのeLTAX機能要望

	利活用シーン	要望事項
①	紙配布が必要な対象者(社内システムが利用できない工場勤務・休職者等)を把握し、整理	<ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)の一括印刷を可能にさせていただきたいです。 ※なお、印刷はプライバシー配慮に関する対応を検討する必要があります。
②	紙(様式3号別表)の配布対象者を選択して印刷	
③	紙配布者分を除いた電子ファイル(様式3号別表)を受領	<ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)データの一括抽出を可能にさせていただきたいです。
④	紙も、データも、支社ごとに振り分ける	<ul style="list-style-type: none"> 紙の一括印刷であれば、「事業所番号」+「社員番号」順に出力をお願いしたいです。 また、個人毎のデータファイルの名前には、「事業所番号」、「社員番号」、「生年月日」を含んでいただきたいです(生年月日はチェックの意図)。(ファイル名称は、文字化けを防ぐため、半角英数字と半角アンダーバーのみで構成) 秘匿措置を考慮した目隠し印刷を行う場合は、表面等に「事業所番号」+「社員番号」+「生年月日」を印刷いただきたいです。 (自動仕分けに対応するためOCR-Bで印刷)

5.個人通知(様式3号別表)の受領にあたっての政策要望

事業所(源泉徴収義務者)に関する番号は、各市区町村で個々に異なるルールで付番し、管理されているため、シェアードサービス(企業グループ内の経理・事総務等の間接業務の処理を1社に集約する手法)の運用においては、**振り分け作業に支障をきたす**ことが想定されます。

甲市役所での管理

A社B支店	030001
-------	--------

A社C支店	030002
-------	--------

乙町役場での管理

A社B支店	085011
-------	--------

A社C支店	085012
-------	--------

「社会保障・税番号大綱(2011.6.30)」P53には、「なお、**法人等の支店や事業所**に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から**「法人番号」の付番は行わない**。他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、**国税の源泉徴収義務者について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局及び徴収義務者の事務処理の効率化を図る**こととする。」と記載されています。

個人通知の受領や従業員への配布について、シェアードサービスを活用する場合にも支障のないように、**源泉徴収義務者に関する共通番号の活用を早期に実現していただきたい**です。

\Orchestrating a brighter world

NEC